

令和4年8月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月31日（水曜日） 議事開始 午前8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保 福迫 久利
津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子 宮田 吉人
土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男
増田 賢造 中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

事務局職員

| | | | |
|-----------|-------|---------|--------|
| 事務局長 | 押川 国智 | 事務局長補佐 | 大田黒 元 |
| 農地調整係長 | 塩入 友之 | 農地調整係主査 | 大園 あけみ |
| 農地調整係主任主事 | 馬越脇 浩 | 農地調整係主事 | 佐藤 純大 |

議 題

- 報告第11号 農地等の合意解約について
- 報告第12号 農用地利用配分計画について
- 報告第13号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 報告第14号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第23号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第24号 農用地利用集積計画について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第26号 非農地証明願いについて
- 議案第27号 耕作放棄地の非農地判断について

事務局長 それではただいまから令和4年8月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長 【あいさつ・・・】

尾山議長 次に委員の出席状況を報告いたします。今日は全員出席ということで定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と田中委員を指名いたします。

 それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第11号から報告第14号及び議案第22号から議案第27号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第11号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第11号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は12件でございます。

 2ページをご覧ください。令和4年8月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

 整理番号1番は、所有権移転のため、解約するものです。

 整理番号11番は、所有権移転のため、解約するものです。

 以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

 (なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第12号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今月の農用地利用配分計画については、令和4年8月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計16件、40筆、46,991㎡となっております。

詳細につきましては、4ページから8ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第13号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第13号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。今月の許可返戻件数は1件でございます。

議案書10ページをご覧ください。整理番号1番、場所は、大字○○になります。地目、面積などは、田1筆、489㎡です。

こちらは令和2年の8月総会で審議され、8月31日付けで許可されましたが、その後土地の売買をしなくなったため、譲受人及び譲渡人から許可書を返戻したいと申し出がありました。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第14号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長
事務局

事務局。

11 ページ報告第14号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」ご説明いたします。今月の取下げ申出件数は3件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。12 ページをお開きください。

整理番号1番から3番につきましては同一事業者のため併せて説明致します。

場所が大字〇〇、畑4筆、18,828㎡を太陽光発電施設として申請があったものです。本案件につきましては、先月の7月定例農業委員会総会において、皆様の審議を頂き、許可相当となった案件ですが、申請書に不備があったものであり、申請人より議案取下げの申し出がありました。

議案取下げの理由につきましては、計画地の中の2筆が農業委員会台帳に登録されておりましたが、登記地目が原野であったため、譲受人が申請不用と勘違いしていたものであります。よって一旦、議案取下げを行い、再度、今月の議案第25号、農地法第5条申請で審議を頂くものであります。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概

略をご説明いたします。

14ページになります。整理番号1番、田2筆、1,808㎡、畑2筆、657㎡、計4筆、2,465㎡の贈与です。

続きまして、15ページになります。整理番号2番、田3筆、2,366㎡の贈与です。

続きまして、整理番号3番、次の16ページまでになります。田2筆、1,501㎡の贈与です。

続きまして、整理番号4番、田2筆、636㎡の贈与です。

続きまして、17ページになります。整理番号5番、田3筆、3,256㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号6番、次の18ページまでになります。田4筆、2,789㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転6件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第22号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地、大字〇〇を園田委員に、その他の土地及び申請人「受人」の報告を杉元委員にお願いします。

まず、園田委員にお願いします。

園田委員

議長。

尾山議長

園田委員。

園田委員

整理番号1番の字〇〇2筆について報告いたします。対象農地は〇〇から北側に行きますと〇〇がございます。その中間地点に〇〇がございますが、その東側に位置します。周りは畑と言った方が良いのではないかと思います。〇〇自治会内にあつて、基盤整備はしてありません。農地の形状は、畑地帯の真ん中にあつて分かりにくいです。日照と排水は良好で、出入口がないですが、〇〇さんが対象農地を含めて周辺

を一手に野菜を作付けされていますので今のところ問題はないと認識しました。以上であります。

尾山議長 次に杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 申請農地の田は〇〇自治会内にあります。2筆とも隣接しております。周辺は農地で基盤整備も終わり、用水、排水、日照、接道、特に問題はありません。現在は水稻が作付けされています。

受人は稲作主体の専業農家であり、後継者もおります。畔や用水路等も適切に管理され、特に問題はありません。以上報告します。

尾山議長 次に整理番号2番と3番の土地、字〇〇を伊地知委員に、土地、字〇〇と申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いします。

まず、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号2番について報告します。申請地は〇〇地区にあります。場所は〇〇の〇〇から南に入って受人宅の近くに位置します。基盤整備は一応してあるそうです。日照、接道、用排水は良好で問題はないと判断しました。以上、報告します。

整理番号3番について報告します。対象農地は整理番号2番の農地から100メートル東側の所に位置しています。こちらも日照、接道、用排水は良好で問題はないと判断しました。基盤整備もされております。以上、報告します。

尾山議長 次に宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 報告します。2号と3号それぞれ渡人は違いますが同一世帯の家族になります。

農地について、先ほどの伊地知委員から報告のあった農地の近隣になります。〇〇のところから入って、〇〇に行くところの一角です。基盤整備はなされていません。近い将来基盤整備が行われるみたいです。農地の形状は良いです。周辺一帯は、宅地が点在しているものの、農地利用への影響はございません。日照、接道、用排水は良好です。今後も水稻作を予定しています。

受人については、現在勤務されながら、兼業農家という事で、後継者ですがまだお若いのでこれから農業の方にも力を入れるという事で期待したいと思います。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を高谷委員に願います。

高谷委員 議長。

尾山議長 高谷委員。

高谷委員 整理番号4番の申請地、受人についてご報告いたします。

申請地は〇〇自治会内にあります。場所は、〇〇より南に30メートルほどのところにあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺は宅地ですが、日照、接道、用排水は良好です。現在は耕運されています。以上です。

次に受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。受人は高齢ではありますが、全ての事に頑張っておられます。所有農地の管理もよく行き届いており問題はないと判断いたします。皆様のご審議方をお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番と6番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員に願います。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号5号の農地、受人について報告いたします。申請地は〇〇自

治会にあります。〇〇から北側に約1キロメートルの所です。周辺一帯は水田です。現在は水稲が作付けされています。日照、接道、用排水は良好です。

続きまして受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は兼業農家で後継者はいらっしゃいません。地域との調和については周辺農家のかたと協力していきたいとの事でした。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

整理番号6号の農地、受人について報告いたします。申請地は〇〇自治会にあります。〇〇から北側に約1キロメートルの所です。整理番号5号の農地の近くにありました。周辺一帯は水田です。現在は作付けされていませんが、きれいに整備されています。日照、接道、用排水は良好です。

続きまして受人の状況について報告いたします。受人は〇〇自治会であります。受人の営農状況は稲作主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については周辺農家のかたと協力していきたいとの事でした。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告い

たします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第22号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。
質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第23号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第23号、空き家に附属した農地の指定についてご説明いたします。19ページをご覧ください。今月の指定申出件数は2件です。

20ページをご覧ください。申出人の住所・氏名は省略し、内容について概略をご説明致します。

整理番号1番、田5筆、1,899㎡です。空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、現在、遊休化しております。

整理番号2番、田1筆、1,162㎡です。こちらも空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、現在、遊休化しております。

空き家に附属した農地の指定については、以上となります。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第23号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。

整理番号1番を津口委員にお願いします。

津口委員

議長。

尾山議長

津口委員。

津口委員 申請地は〇〇自治会内です。〇〇の北側にあります。申請農地の状況は5筆とも雑木、丸竹、雑草が生えていました。全部が遊休化していました。以上報告します。

尾山議長 次に整理番号2番を田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員

田上委員 整理番号2号の農地について報告いたします。申請地は〇〇自治会内です。申請農地の状況は、28日の夕方に現地を確認しましたが、3分の2程度は除草されていましたが、残りは遊休状態でした。以上報告します。

尾山議長 委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出の内容につきましては、「農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準」第5条第2項第1号から4号まで、事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。

これより議案第23号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第24号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

す。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案に入る前に、24ページ、所有権移転、整理番号3番の件について、所有者死亡の為、議案の取下げがありましたので、訂正をお願いします。

それでは、議案第24号「農用地利用集積計画について」説明します。

21ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転3件、利用権設定3件、合計6件です。利用権設定は3件とも農地中間管理事業となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。

整理番号1番、22ページから23ページになります。田4筆、畑4筆、計8筆28,875㎡の贈与です。

整理番号2番、畑2筆 1,137㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、25ページです。田1筆 3,725㎡の売買です。価格は10アール当たり〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

整理番号1番、26ページから28ページです。田3筆、畑7筆、計10筆7,418㎡の賃貸借です。

整理番号2番、28ページから34ページです。田18筆、畑3筆計21筆、10,994.98㎡の使用貸借です。

整理番号3番、畑1筆、2,017㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第24号の審議に入ります。

24ページ、所有権移転 整理番号2番の譲受人は、田上委員の配偶者であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

尾山議長

それでは、ただ今から所有権移転 整理番号2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。所有権移転 整理番号2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

尾山議長

それでは、所有権移転整理番号2番を除く、議案第24号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第24号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。9時45分に再開します。

(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第26号「非農地証明願いについて」と、議案第27号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 35ページ、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は4件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。36ページから37ページになります。

整理番号1番から3番までにつきましては同一事業者であり場所が隣接していますので併せて説明致します。

先ほど、報告第14号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」で説明した案件となります。

場所が大字〇〇、畑5筆、採草地1筆、計6筆、22,155㎡を太陽光発電施設として申請するものです。

備考欄に記載のとおり、全体の事業面積は109,746㎡となります。権利関係は売買です。工事期間は令和5年10月1日から令和8年10月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費及び、造成費〇〇円、パネル工事費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。雨水については調整池により集水し、北側〇〇のコンクリート側溝にて処理します。

続きまして整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、1,000㎡をボーリング調査用地として申請するものです。権利関係は使用貸借で

す。備考欄に記載のとおり一時転用としての申請であり、貸借期間は令和4年10月1日から令和6年3月31日までの2年間となっています。雨水については地下浸透にて処理しますが、大雨時には排水ポンプで隣接水路にて排水します。

38ページ議案第26号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。39ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、2,105㎡です。申請理由は山林です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、畑3筆、5,122㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番につきましては、登記地目は原野となっております。

40ページ議案第27号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は28件です。41ページをご覧ください。

整理番号1番から、42ページの16番までは場所が隣接しておりますので、一括して説明致します。場所が大字〇〇、田16筆、15,254㎡です。現況は整理番号1番から13番が原野14番から16番が山林となります。

次に43ページ、整理番号17番から44ページ、28番までは場所が隣接しておりますので、一括して説明致します。場所が大字〇〇、田1筆、畑11筆、計12筆、27,356㎡です。現況が原野となります。

整理番号21番、22番、25番から28番までにつきましては、農振農用地となっておりますが、農振担当と協議済であります。

以上、ご審議方よろしくお願い致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第25号から27号については、

8月30日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

栗下第2小委 議長。

員長

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委 それでは、第2小委員会の報告を行います。

員長

会長から招集を受けまして、8月30日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条申請2件、非農地証明願い2件、非農地判断28件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第25号、農地法第5条、整理番号1番から3番については同一事業者であり場所が隣接していますので併せてご説明いたします。

譲受人は〇〇市で太陽光発電業等を営んでおり、今回、当市で売電事業をしたく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約400mのところに位置します。申請地の状況は、北側は山林、南側は〇〇道路、東側、西側は山林に囲まれています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号4番につきましてご説明いたします。譲受人はボーリング調査をしたく、候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約700mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側は水路、東側、西側は譲渡人の所有地に隣接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第26号、非農地証明願いについてご説明いたします。整理番号1番につきましては、申請地付近まで行きましたが、工事関係の都合で確認ができませんでした。また整理番号2番につきましては市の公用車で行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写

真や現況写真で判断いたしました。2件とも特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第27号、非農地判断について、ご説明いたします。整理番号1番から16番までの、大字〇〇の申請地、また、整理番号22番から28番までの大字〇〇の申請地につきましては、市の公用車で行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号17番から21番につきましては、現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条2件、非農地証明願い2件、非農地判断28件、計32件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長

第2小委員会のみなさんご苦勞様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

また、非農地判断につきましては市農業委員会非農地判定に係る取

扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第25号から第27号の計32件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 　　ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。

42ページ、議案第27号、非農地判断 整理番号13番の土地所有者は、山下委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき山下委員の退席を求めて審議します。山下委員の退席をお願いします。

（山下委員退席）

尾山議長 　　それでは、ただ今から議案第27号、整理番号13番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

（なしと言う者あり）

尾山議長 　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第27号の整理番号13番に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第27号、整理番号13番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。山下委員の退席を解きます。

（山下委員着席）

尾山議長 　　それでは、議案第27号、整理番号13番を除く、議案第25号から議案27号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員 　　議長。

尾山議長 　　増田委員。

増田委員 　　36ページ、土地の総額は聞いたのですが、1反あたりいくらになり

ますか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 1反あたりの金額という事ですが、今回総事業面積が109,746㎡あり、この中には整理番号1番から3番までの農地のほかに山林、原野も含まれたところでの土地代及び造成費の総額を説明させていただいたところです。個別の土地代については出しておりません。

尾山議長 増田委員よろしいですか。

(増田委員「はい」との回答あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第27号、整理番号13番を除く、議案第25号から第27号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第27号、整理番号13番を除く、議案第25号から第27号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第25号は、原案のとおり許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第26号および議案第27号はお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(終了時間 午前10時05分)